

(令和5年度補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 川島町 (都道府県: 埼玉県)
本事業の担当部局名 政策推進課

事業メニュー	結婚新生活支援事業		
区分	結婚新生活支援		
関連事業メニュー	4.2 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(都道府県主導型市町村連携コース)		
個別事業名	川島町結婚新生活支援事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続
実施期間	令和6年4月1日 ~	令和7年3月31日	事業開始年度 令和 3 年度
対象経費支出予定額 ※(注)1	1,200,000		円
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	<p>(これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題) ※全事業共通 川島町においては、少子化対策に関する課題に対応するため、令和3年10月に「第6次川島町総合振興計画」を策定し、少子化対策について、取り組みを開始した。川島町の婚姻件数については、H29は婚姻数64件、婚姻率3.2%だったものが、R4は婚姻数34件、婚姻率1.8%と減少傾向にあることや、埼玉県全体の婚姻率(4.0%)より低い状況であることから、緊急に対策を講じる必要がある。</p> <p>(当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け) ＜当年度の少子化対策の全体像＞ ※全事業共通 子どもを安心して生み育てるための体制整備やサービス・経済的支援の充実を図るため、医療費支援やサポート事業を展開している。 また、移住・定住促進を図るため、本交付金制度を活用した支援事業を始めとする支援を実施・検討している。 ＜本個別事業の位置付け＞ 第6次川島町総合振興計画では、基本理念として「ここが好き、やっぱり好き」とし、戦略目標を「まもる」「つなぐ」「つくる」「そだてる」の4分野にカテゴリー分けし、適正に進行管理を実施している。 本事業については、「新しいつながりの創出」とし、定住促進事業として位置付けている。</p>		
個別事業の内容 ※(注)3	1. 概要		
	【補助対象要件】		
	・所得要件	<input checked="" type="checkbox"/> 夫婦の合計所得が500万円未満	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
	・年齢要件	<input checked="" type="checkbox"/> 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
	【補助上限額】		
	29歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/> 各費用に係る合計が60万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
39歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/> 各費用に係る合計が30万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合	
【対象費目】			
<input checked="" type="checkbox"/> 家賃	<input checked="" type="checkbox"/> 住宅購入費用	<input checked="" type="checkbox"/> リフォーム費用	<input checked="" type="checkbox"/> 引越費用
【継続補助】 継続補助規定の有無 <input type="checkbox"/> 有			
【その他独自要件】			
<ul style="list-style-type: none"> ・夫婦いずれにも町税等の滞納がないこと。 ・生活保護法の規定による保護を受けていないこと。 ・申請日より3年以上継続して当町に居住する意思があること。 			

2. 申請見込	
①新規世帯見込	2 世帯
上記のうち	ともに29歳以下 2 世帯
	その他 0 世帯
②継続世帯見込	0 世帯

【世帯数積算根拠】

令和4年度の実績を考慮し、算出した。また、令和4年度の支給実績がいずれも29歳以下
のみの世帯であったため、ともに29歳以下の世帯2世帯を見込んでいる。

(参考)

【令和5年度申請状況】	実施中
申請世帯数見込	2 世帯
～12月(実績)	0 世帯
1月～3月(見込)	2 世帯

【金額積算根拠】

<上限額>		<積算>	
(29歳以下)	2 世帯 × 600,000 円 =	1,200,000 円	左記上限額のとおり
(その他)	0 世帯 × 300,000 円 =	0 円	
	(継続補助)	0 円	
	合計	1,200,000 円	

3. 広報の実施予定

町ホームページへの掲載及び登録制メールでの周知を行う。また、戸籍担当課である町民生活課の窓口や不動産事業者等に、事業概要チラシの配布や情報提供するなどして周知を行う。

少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4 ※全事業共通	KPI項目		単位	目標値	現状値
		子育て支援・児童福祉の充実(子育て支援総合センター来館者数)		人	7,000 (R7年度末)
	住みよいまちづくり(住宅リフォーム・耐震等制度利用件数)		件	170 (R7年度末)	160 (R4年度末)
	項目		単位	直近の実績	
参考指標 ※(注)5 ※全事業共通	合計特殊出生率			0.78	
	婚姻件数		件	34	
	婚姻率			1.8	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目		単位	目標値	現状値
	事業内容番号	項目			
		(アウトプット)			
	1	支給世帯実績/支給見込世帯数の割合	%	100	0
		(アウトカム)			
	1	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	50	0
	2	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に応援されていると感じた世帯の割合」	%	100	0
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	SAITAMA出会いサポートセンター運営協議会を活用し、オンライン相談や出張相談会が実施できるように、人員や設備の整備及びSNS等を活用した総合的な広報を行う。 市町村連携にあたっては、各市町でのSNSでのPR、チラシ・動画の掲示等による広報を行う。				
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	不動産事業者等に対し、情報を提供し、周知に協力いただく。				

(注)

1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。

2「自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、次の①～③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、③は記載不要。

①これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題

②当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け

③過年度の本個別事業で浮かび上がった課題の分析及びそれに対する取組(ステップアップ)

3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。
※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。
※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和6年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。

5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。

6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中での本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。
※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。

※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。

7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。

8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。